

第5回金融モニタリング有識者会議 参考資料

平成28年12月12日
金融庁

目 次

「金融検査に関する基本指針」の概要	・・・ 2
金融検査マニュアル「はじめに」	・・・ 3
金融検査マニュアルの態勢チェックリストの主な構造	・・・ 4
金融検査マニュアルにおけるPDCAサイクルの構成	・・・ 5
金融検査マニュアル 自己査定／償却・引当編の概要	・・・ 6
金融検査マニュアル バーゼル規制遵守の検証項目の例	・・・ 7
米国の評定制度（共通金融機関評定システム、CAMELS）の概要	・・・ 8
監督指針策定の背景・経緯	・・・ 9
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 目次（抜粋）	・・・ 10
監督指針と金融検査マニュアルの区分及び重複	・・・ 11
早期警戒制度 - 監督指針における記載 -	・・・ 12

「金融検査に関する基本指針」の概要

- 「金融改革プログラム工程表」(2005年)において、金融庁の行動規範(code of conduct)を確立するため、検査手続に係る指針を策定・公表するとされたことを受け、以下の観点に沿ってオンサイト検査を運用するための「基本的考え方」と「実施手続」を規定。

検査部局の使命

金融庁及び財務局…における**検査部局の使命**は、銀行法等が求める金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため、立入検査の手法を活用しつつ、**各金融機関の経営管理態勢、金融円滑化管理態勢、各種リスク管理態勢等を検証し、その問題点を指摘するとともに、金融機関の認識を確認することである。**検査部局におけるこうした事実関係の的確な把握等を前提に、監督部局において行政上の措置が行われることとなる。

求められる対応

- (1)我々は、金融の現場において、**新たな実態を早期かつ的確に把握**しなければならない…
- (2)**我々は、金融機関に代わり、その経営を決定する者ではない。**その傍らで、金融機関のリスクをみつめ、その問題点について、金融機関等に対して有効な形で警告を発することが我々の役割である…
- (3)我々の役割は、金融機関のリスクを最小限度にしてしまうことではない。検査等に求められるのは、各金融機関の経営環境、経営実態等に応じた適切なリスク管理態勢が整備されているかについて、**メリハリのある検証**を行うことである。
- (4)…金融当局は、**オンサイトとオフサイトの効果的な活用・連携**に配慮し、**効率的な検証方法の選択**に努めなければならない。

基本的考え方

1 利用者視点の原則

一般の利用者及び国民経済の立場に立ち、その利益保護を第1の目的とする。

2 補強性の原則

検査は、自己責任原則に基づく金融機関の内部管理と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、「市場による規律」などを補強。他方、金融機関の自主的な経営改善に向けた取組みの促進に配慮し、金融機関との「双方向の議論」を重視。

3 効率性の原則

検査は、金融機関の監査機能や検査・監督における関係部署と十分な連携等を保ちつつ、効率的に実施(メリハリのある検査)。

4 実効性の原則

検査における指摘が金融機関の適時適切な経営改善につながるよう、監督部局との緊密な連携等。

5 プロセス・チェックの原則

原則として、各金融機関の経営管理態勢・金融円滑化管理態勢・各種リスク管理態勢に関して、そのプロセス・チェックに重点を置いた検証。

金融検査マニュアル「はじめに」

- 2008年に、検査運営の質的向上を更に浸透させ、実践・定着を図る観点から、検査を実施する上での5つの特に配意すべき事項(プリンシプル)を、金融検査マニュアルに「はじめに」として追記。

- (1) 金融検査の基本的考え方等については、「金融検査に関する基本指針(金検第369号)」(平成17年7月1日)において示されているところであり、本マニュアルの解釈及び運用は、当該基本指針に基づいて行う。
- (2) 当該基本指針において示された金融検査の基本的考え方を踏まえた適切な検査を実施するため、検査官は、預金等受入金融機関(以下「金融機関」という。)に対する検査の実施にあたり、特に以下の点に配意する必要がある。

① 重要なリスクに焦点をあてた検証(「リスク・フォーカス、フォワード・ルッキング」アプローチ)

検査官は、立入検査開始前、立入検査中を通じて、入手した情報や検証内容を基に、各金融機関の持つリスクの所在を分析し、重要なリスクに焦点をあてたメリハリのある検証に努める必要がある。

② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

検査官は、経営の健全性等に重大な影響を与える問題点については、金融機関との間で、問題の本質的な改善のために必要な対応の方向性(改善の方向性)に関する認識を共有することにつながるよう、双方向の議論により、特に深度ある原因分析を行い、原因の解明に努める必要がある。

③ 問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証

検査官は、(i)問題点については的確に指摘するとともに、改善・向上につながる適切な取組みについては評価すること、(ii)検査時点における問題点等の静的な実態のみならず、態勢整備の進捗状況等の動的な実態についても十分検証すること、の二点に留意し、的確な実態把握を行う必要がある。

④ 指摘や評価根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化

検査官は、指摘事項や評価に関する対話・議論を進めるにあたっては、具体的かつ論理的に根拠を示すとともに、より高い水準の内部管理態勢の構築に向け、改善を検討すべき点が明確になるよう、具体的に示す必要がある。

⑤ 検証結果に対する真の理解(「納得感」)

検査官は、金融機関の主体的・能動的な経営改善に向けた取組みにつながるよう、的確な検証、経営陣との対話、双方向の議論等を通じて、検証結果に対する真の理解(「納得感」)を得るよう努める必要がある。

(以下略)

金融検査マニュアルの態勢チェックリストの主な構造

	法令等遵守	顧客保護	統合的リスク	信用リスク	市場リスク	流動性リスク	オペリスク
I 経営陣による整備・確立状況	1. 方針の策定 2. 内部規程・組織体制の整備 3. 評価・改善活動 (1) 分析・評価 (2) 改善活動	1. 方針の策定 2. 内部規程・組織体制の整備 3. 評価・改善活動 (1) 分析・評価 (2) 改善活動	1. 方針の策定 2. 内部規程・組織体制の整備 3. 評価・改善活動 (1) 分析・評価 (2) 改善活動	1. 方針の策定 2. 内部規程・組織体制の整備 3. 評価・改善活動 (1) 分析・評価 (2) 改善活動	1. 方針の策定 2. 内部規程・組織体制の整備 3. 評価・改善活動 (1) 分析・評価 (2) 改善活動	1. 方針の策定 2. 内部規程・組織体制の整備 3. 評価・改善活動 (1) 分析・評価 (2) 改善活動	1. 方針の策定 2. 内部規程・組織体制の整備 3. 評価・改善活動 (1) 分析・評価 (2) 改善活動
II. 管理者による整備・確立状況	1. 管理者の役割・責任 (1) 内部規程等の策定 (2) 態勢の整備 (3) 評価・改善活動 2. コンプライアンス統括部門の役割・責任	1. 顧客説明管理態勢 (1) 内部規程等の策定 (2) 顧客説明に係る管理の実施 (3) 評価・改善活動 2. ～5. (略)	1. 管理者の役割・責任 2. 統合的リスク管理部門の役割・責任 (1) リスクの特定・評価 (2) モニタリング (3) コントロール及び削減 (4) 検証・見直し	1. 管理者の役割・責任 2. 信用リスク管理部門の役割・責任	1. 管理者の役割・責任 2. 市場リスク管理部門の役割・責任 (1) 市場リスクの特定・評価 (2) モニタリング (3) コントロール及び削減 (4) 検証・見直し	1. 流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者の役割・責任 2. 流動性リスク管理部門の役割・責任 (1) 流動性リスクの特定・評価 (2) モニタリング (3) コントロール及び削減 (4) 検証・見直し 3. 資金繰り管理部門の役割・責任	1. 管理者の役割・責任 2. オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門の役割・責任 (1) オペレーショナル・リスクの特定・評価 (2) モニタリング (3) コントロール及び削減 (4) 【検証・見直し】
III. 個別の問題点	1. 組織犯罪等への対応 (1) 取引時確認 (2) 疑わしい取引 (3) コルレス契約の締結・継続に係る体制整備 (4) 海外拠点のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の態勢の整備 2. 反社会的勢力への対応 3. 法令等違反行為への対応 4. リーガル・チェック等態勢	1. 顧客保護等全般 2. 顧客説明態勢 3. 顧客サポート等管理態勢 4. 顧客情報管理態勢 5. 外部委託管理態勢 6. 銀行代理業者への委託管理態勢 7. 利益相反管理態勢 8. その他	1. 統合リスク計測手法を用いている場合の検証項目 (1) 【統合リスク計測態勢の確立】 (2) 取締役及び監査役の適切な関与 (3) 統合リスク計測 (4) 【統合リスク計測手法に関する記録】 (5) 監査 (6) 【リスクを考慮した経営指標の活用】	①【中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導等を通じたリスク管理】 ②【債務者の実態把握に基づくリスク管理】 ③【問題債権の管理】 (以下略)	1. 市場業務運営 2. 資産・負債運営 (1) 方針等の策定及び体制 (2) 適切な資産・負債運営 3. ～8. (略)	1. 市場部門、営業推進部門等の役割・責任 2. ALM委員会等8の役割・責任 3. 流動性カバレッジ比率の算定の正確性	1. オペレーショナル・リスク相当額の算出の適正性 2. オペレーショナル・リスク計量手法を用いている場合の検証項目 3. 外部委託業務のオペレーショナル・リスク管理 ⁹ 4. 事務リスク管理態勢 5. システムリスク管理態勢 6. その他オペレーショナル・リスク管理態勢

金融検査マニュアルにおけるPDCAサイクルの構成

全体の構成

- I. 経営陣による態勢整備
 - II. 管理者による態勢整備
 - III. 個別の問題点
- の三部構成

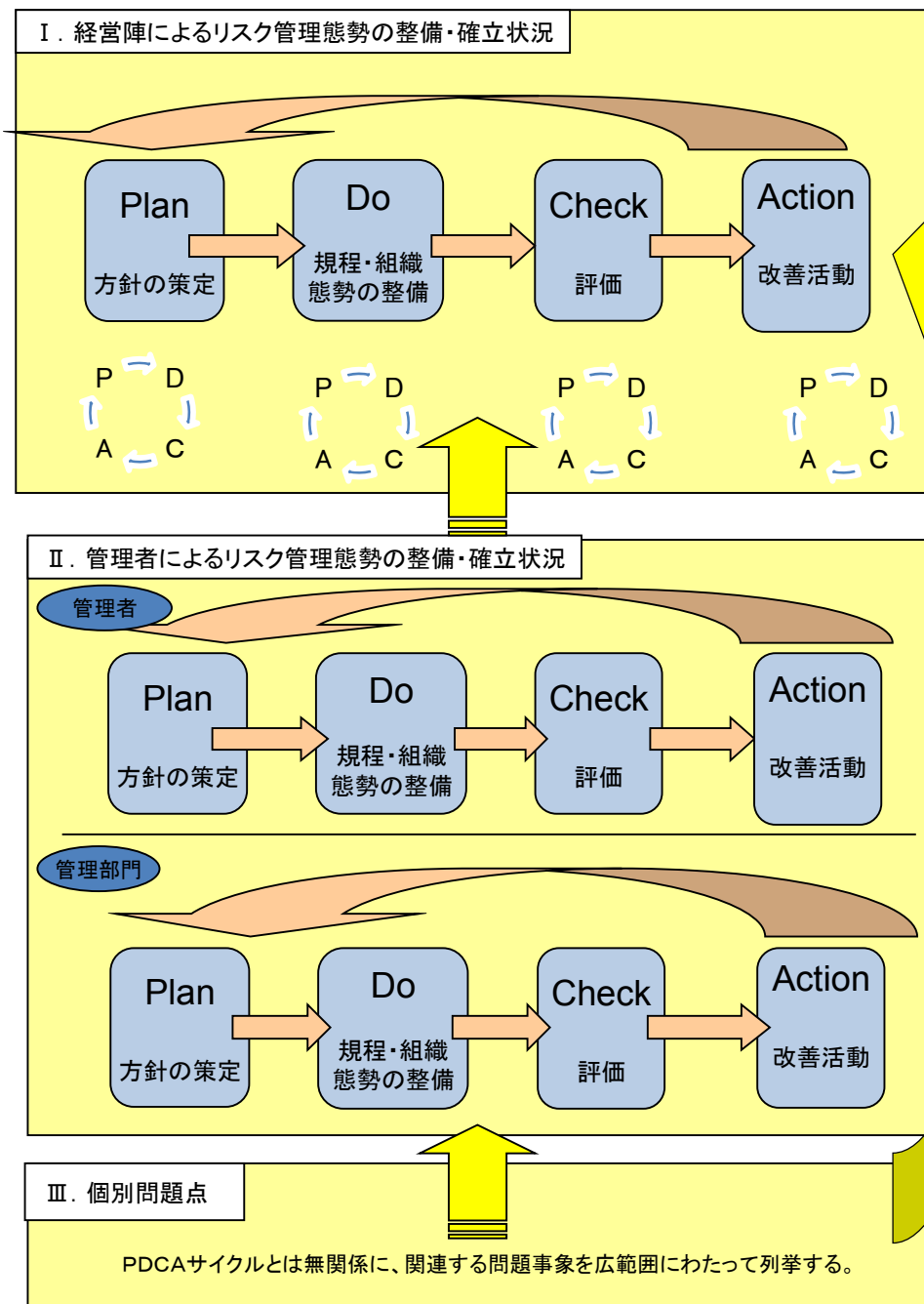
PDCAサイクル

方針の策定(P)
↓
規程及び組織体制の整備(D)
↓
評価(C)
↓
改善(A)

という一連の流れ

川下から川上へ上る検証プロセス

- II. 以降の検証項目において問題の発生が認められた場合、当該問題点がI. のいずれかの要素の欠如又は不十分に起因したものであるかをもれなく検証し、双方向の議論を通じて確認
- 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に態勢が有効に機能していない可能性を含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する



金融検査マニュアル 自己査定／償却・引当編の概要

- 金融機関の債務者を、その財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を判定し、正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先の5つに区分。(自己査定)
- また、上記の債務者区分等に基づき、貸倒実績等を踏まえ、債権等の予想損失額等を見積もり、それに対応した取扱い(貸倒引当金の計上、償却)を行うことを規定。(償却・引当)

金融検査マニュアルにおける債務者区分、債権分類及び償却・引当の考え方

債務者区分		担保等 分類	優良担保 優良保証	一般担保		担保・保証なし	償却・引当の考え方
				処分・回収可能 見込額	評価額と 処分・回収可能 見込額の差額		
破綻先			I	II	III	IV	・ 原則として個別債務者毎に、Ⅲ・Ⅳ分類とされた債権額全額を、貸倒引当金として計上、または直接償却。
実質破綻先			I	II	III	IV	
破綻懸念先			I	II	III	III	・ 原則として個別債務者毎に、今後一定期間(通常3年間)の予想損失額を、貸倒引当金として計上。
	要管理先		I	II	II	II	・ 少なくとも債務者区分毎に、今後一定期間(通常3年間)の予想損失額を、貸倒引当金として計上。 ・ 大口債務者については、DCF法の適用を推奨。
要注意先			I	II	II	II	・ 少なくとも債務者区分毎に、今後一定期間(通常1年間)の予想損失額を、貸倒引当金として計上。
正常先			I	I	I	I	

※ I～IVは債権分類を示す。分類内容は以下のとおり。

I(第1分類): 正常債権、II(第2分類): 回収に注意を要する債権、III(第3分類): 回収に重大な懸念のある債権、IV(第4分類): 回収不能債権

金融検査マニュアル バーゼル規制遵守の検証項目の例

告示を参照した着眼点の例

金融検査マニュアル「自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト」(抜粋)

Ⅲ. 個別の問題

1. 自己資本比率の算定の正確性

①【自己資本比率の算式】

自己資本比率は、国際統一基準適用金融機関にあっては告示第2条及び第2条の2又は第14条及び第14条の2、国内基準適用金融機関にあっては告示第25条又は第37条の定めに従って算出されているか。(ただし、国内基準適用金融機関については、告示第27条又は第39条の定めに従って、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。)

②【連結の範囲】

連結の範囲は、国際統一基準適用金融機関にあっては告示第3条、国内基準適用金融機関にあっては告示第26条の定めに従っているか。
(以下略)

告示を転記した着眼点の例

金融検査マニュアル「標準的手法の検証項目リスト」(抜粋)

I. 外部格付の取扱い

1. 格付使用基準

リスク・ウェイトの判定に当たり、あらかじめ、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアの使用の基準(以下「格付使用基準」という。)を設けているか。

信用リスク・アセットの額を意図的に小さくするために格付使用基準を設けていないか。

また、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアを内部管理において用いている場合、格付使用基準を当該内部管理における使用方法と整合的なものにしているか。

(以下略)

金融庁告示(抜粋)

(格付等の使用基準の設定)

第五十条 標準的手法採用行は、リスク・ウェイトの判定に当たり、あらかじめ、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアの使用の基準を設けるものとする。

2 標準的手法採用行は、前項に規定する基準を設けるに当たっては、信用リスク・アセットの額を意図的に小さくすることを目的としてはならない。

3 標準的手法採用行は、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアを内部管理において用いている場合、第一項に規定する基準を当該内部管理における使用方法と整合的なものにしなければならない。

(以下略)

米国の評定制度(共通金融機関評定システム、CAMELS)の概要

経緯

- ✓ 米国では、銀行の相互比較を可能とすることや、モニタリングの公平性の確保(監督当局者や地理的要因のバラツキの排除)等の観点から、1979年に、評定制度(旧称CAMEL)を導入。
- ✓ その後の銀行業をめぐる環境変化を踏まえ、1997年にこれを改訂する形で現行の評定システム(CAMELS)に移行。
- ✓ 1997年改訂は、金融機関への規制上の負担の追加や追加的な対応を求める意図はなく、検査プロセスの効率性を高めたり補完する観点が主。

内容

- ✓ 原則12ヶ月の1回のフルスコープでの検証を踏まえ、銀行の健全性に係る6項目について、定量情報も踏まえつつ、それぞれ5段階(1～5)で個別評定。これに加え、総合評定も併せて実施。

<u>C</u> apital Adequacy	自己資本の十分性	<u>E</u> arnings	収益性
<u>A</u> sset Quality	資産の質	<u>L</u> iquidity	流動性
<u>M</u> anagement	経営管理	<u>S</u> ensitivity to Market Risk	市場リスク感応度

- ✓ 各項目の評価においては、定量的なリスク特性及びそれに対する定性的な管理能力等を考慮。

(注)例えば、自己資本の十分性に関しては、「金融機関の資本の水準と質、全体的な財務状況」、「追加的な資本の必要性の発生に対処するための経営能力」、「不良資産の性質・トレンド・量及び引当金の十分性」等が評価項目の例として挙げられている。

- ✓ 評定結果を、金融機関の検査周期において考慮(総合評定が2以上の場合等の要件を満たした場合には例外的に長い検査周期(18ヶ月に1回)の適用が可能)したり、預金保険料率、検査監督手数料に反映

監督指針策定の背景・経緯

- 「金融庁としては、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。
このため、監督をはじめ検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行う」（「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」より抜粋）こととされた。
- 監督指針の策定分野は銀行向けのほか、保険・金商業・信託会社・貸金業者向け等の多くにわたっている。また、監督指針は、策定後に、法改正などに対応して、逐次改正されている。

時期	主なできごと
平成10年	事務ガイドライン策定（←金融関係通達廃止）
平成16年	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 策定
平成17年	事務ガイドライン（預金取扱い金融機関関係、保険会社関係、証券会社等関係） 廃止 「主要行等向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」、 「証券会社向けの総合的な監督指針」 策定
平成19年	「証券会社向けの総合的な監督指針」 廃止 「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」 策定

<監督指針の位置付け>

「本監督指針においては、中小・地域金融機関の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理した。

また、中小・地域金融機関の監督を直接担当する財務局（略）の職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約したオールインワン型の手引書（ハンドブック）として位置付けることとした。」

※ 事務ガイドラインは、平成10年に、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政への転換を図る一環として、それまでの金融関係通達の全面的な見直しを行い定められたもの。

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」より抜粋

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 目次(抜粋)

I 基本的考え方

- I-1 金融監督に関する基本的考え方
- I-2 監督部局の役割と監督事務の基本的考え方
- I-3 監督指針策定の趣旨

II 銀行監督上の評価項目

- II-1 経営管理(ガバナンス)
- II-2 財務の健全性等
- II-3 業務の適切性
- II-4 金融仲介機能の発揮
- II-5 地域密着型金融の推進
- II-6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み
- II-7 消費者向け貸付けを行う際の留意点
- II-8 障がい者等に配慮した金融サービスの提供
- II-9 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等
- II-10 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等
- II-11 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等

III 銀行監督に係る事務処理上の留意点

- III-1 一般的な事務処理
- III-2 銀行に関する苦情・情報提供等
- III-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応
- III-4 銀行法等に係る事務処理
- III-5 行政指導等を行う際の留意点等
- III-6 行政処分を行う際の留意点

IV 銀行代理業

- IV-1 意義
- IV-2 基本的な考え方
- IV-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理
- IV-4 銀行代理業者
- IV-5 所属銀行

V 協同組織金融機関

- V-1 協同組織金融機関における共通事項
- V-2 信用金庫及び信用協同組合における経営力の強化にむけた取組みに係る留意点
- V-3 信用金庫及び信用金庫連合会関係
- V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係
- V-5 労働金庫及び労働金庫連合会関係

監督指針と金融検査マニュアルの区分及び重複

✓ 監督指針と検査マニュアルには重複がみられる部分がある。

監督指針 (※中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針)	金融検査マニュアル
[P104] (5)サイバーセキュリティ管理 ①サイバーセキュリティについて、<u>取締役会等は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。</u> ②サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、社内規程の策定のほか、<u>以下のようなサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。</u> ・サイバー攻撃に対する監視体制 ・サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制 ・組織内CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 等の緊急時対応及び早期警戒のための体制 ・情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 等	[P341] ①【取締役の役割・責任】 (iii) <u>取締役会等は、サイバー攻撃が高度化、巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を構築しているか。</u> また、取締役会は、サイバーセキュリティについて、例えば、<u>以下のような態勢を構築しているか。</u> ・サイバー攻撃に対する監視体制 ・サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制 ・組織内CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 等の緊急時対応及び早期警戒のための体制 ・情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 等
[P72] ①契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、保証契約の見直し、担保追加設定・解除等の場合 <u>これまでの取引関係や、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、Ⅱ－3－2－1－2（2）（契約時点等における説明）と基本的に同様に、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</u> 特に、<u>借り手企業の事業承継時においては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行う態勢が整備されているか。</u>	[P95-96] (iv)顧客から新規融資や貸し付け条件の変更等の相談・申込みを受けた場合に、当該金融機関から新たな担保・保証の要求や貸付条件の提示（金利の引上げ等を含む。）を行うに当たっては、その内容を速やかに提示しているか。また、<u>これまでの取引関係や顧客の知識・経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行っているか。</u> 特に、<u>借り手企業の事業承継時においては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して十分な説明を行っているか。</u>

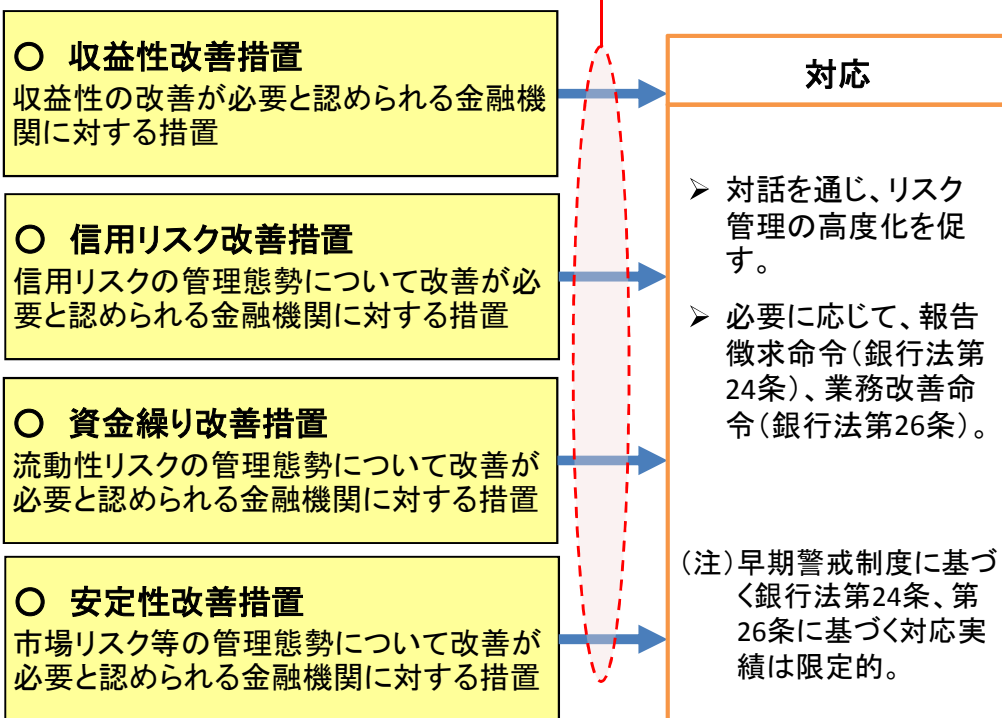
早期警戒制度 – 監督指針における記載-

早期警戒制度の概要（第3回有識者会議資料より再掲）

- 平成14年12月導入。
- 早期是正措置(※)の対象とはならないが、収益性やリスク管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に対し、健全性の維持・向上に向けた経営改善を促す仕組み。

(※) 第1の柱に対応する措置。自己資本比率が一定の水準(国際統一基準8%等、国内基準4%)を下回った金融機関に対し、予め定めた是正措置(経営改善計画の提出命令等)を発動。

指標・閾値を用いて金融機関を抽出



中小・地域金融機関向け監督指針(抜粋)

- II - 2 財務の健全性等
- II - 2 - 2 統合的なリスク管理等
- II - 2 - 2 - 2 早期警戒制度

銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第26条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取り組みがなされる必要がある。

このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、銀行の早め早めの経営改善を促していくものとする。

こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった銀行に対しては、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、該当する個々のリスク等の実態を当該銀行のビジネスモデルや統合的なリスク管理の状況に照らして的確に把握するとともに、銀行の自発的なリスク管理を補完する形で、よりの確なリスク管理を促すこととする。

(注) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する銀行に対しヒアリング等の監督上の対応を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。

また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。

※ 上記のほか、早期警戒制度に基づく監督手法について、「II - 2 - 3 収益性の改善」、「II - 2 - 4 信用リスク」、「II - 2 - 5 市場リスク」、「II - 2 - 6 流動性リスク」に記載がある。